

定 款

株式会社ハーキュスマレイ

第1章 総則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ハーフスレイと称し、英文では、HURXLEY CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国法人を含む。）、その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援および管理することを目的とする。

1. 弁当、惣菜の製造販売および製造販売指導並びに米および弁当惣菜の加工、保管、配送業務
2. 酒類の販売およびうどん、そば、寿司、おにぎり、調理パン類、ファーストフードの製造加工販売並びに保管、配送業務
3. 農畜水産物の加工、販売、保管、配送業務および調味料の販売、保管、配送業務
4. 米穀の販売並びに保管、配送業務
5. 米などの調理用原材料の加工方法の研究開発業務
6. 青果物、清涼飲料水、乳製品および菓子類の販売並びに保管、配送業務
7. 食料品の販売並びに保管、配送業務
8. 梱包資材、台所用品、衣料、文房具、包装用品および容器の製造販売並びに保管、配送業務
9. 廉房設備器具、看板、食堂什器および食器類の製造販売およびリース
10. 飲食店およびその他各種店舗の設計、施工業
11. 仕出し弁当および出張パーティー等の食品の卸販売並びに保管、配送業務
12. 飲食店、喫茶店およびコンビニエンスストアの経営
13. 飲食店に関する経営コンサルタント業
14. 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理業
15. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物の画像を付けたもの）の企画、開発および著作権、商標権、意匠権の管理業務

16. 紙製品（事務用品、学用品、日用品等）、玩具および日用雑貨品の販売
および保管、配送業務
17. 生花、観葉植物の栽培、販売、賃貸業務および保管、配送業務
18. 肥料、飼料の製造および販売並びに保管、配送業務
19. 農畜水産物および日用品雑貨の輸出入業務
20. 各種パーティーの企画、運営、管理の請負業務
21. 演劇、映画、コンサート、スポーツ等の各種催物のチケットの販売および
商品券の販売
22. 事務用機器、コンピューターおよび周辺機器並びにコンピューターソフト
ウェアの販売、リース並びに情報処理・情報提供サービスに関する業務
23. 印刷物、出版物および書籍類の販売並びに保管、配送業務
24. 郷土民芸品の販売
25. 旅館業
26. 損害保険代理業
27. 宅配業務
28. 通信販売業務
29. 貨物運送取扱事業
30. コインランドリーの経営・管理・指導およびコインランドリー関連機器の
仕入・販売・修理・リース並びに洗濯用剤の仕入・販売
31. 前各号の事業への投資および融資
32. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、66,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより自己株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下、「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

②買増請求をできる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続などについては、法令または定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令により別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席

した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席する株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、会長がこれを招集し、その議長となる。

②会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役、各若干名を選定することができる。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席する株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定期

株主総会終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第29条 常勤監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠

償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第36条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第37条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

(付 則)

第1条 この規程の改版は、株主総会の決議により行う。

第2条 この規程は、2007年6月27日株主総会決議により一部変更する。

第3条 この規程は、2009年6月25日株主総会決議により一部変更する。

第4条 この規程は、2018年6月20日株主総会決議により一部変更する。

第5条 この規程は、2021年5月18日取締役会決議により一部変更する。

(なお、会社法184条第2項に基づき、株式の分割に伴う発行可能株式総数の変更を、株主総会に代わって取締役会で行ったものである)

第6条 この規程は、2021年6月22日株主総会決議により一部変更する。

第7条 この規程は、2022年6月22日株主総会決議により一部変更する。

第8条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

②前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

③本条は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。